

命 令 書

申立人 新日本コンクリート労働組合  
同 X 1  
同 X 2

被申立人 新日本コンクリート工業株式会社

主 文

- 1 被申立人新日本コンクリート工業株式会社は、昭和58年6月6日諭旨解雇したX 1及びX 2を原職に復帰させ、諭旨解雇後原職復帰までの間に受けるはずであった諸給与相当額を支払わなければならない。
- 2 本件各申立人のその余の申立ては棄却する。

理 由

- 1 被申立人新日本コンクリート工業株式会社（以下「会社」という。）は、生コンクリートの製造・販売を営み、本件申立て当時、従業員は34人であった。  
申立人新日本コンクリート労働組合（以下「組合」という。）は、会社のコンクリートミキサー車（以下「ミキサー車」という。）の乗務員であった申立人X 1（以下「X 1」という。）、同X 2（以下「X 2」という。）によって、昭和58年4月15日に結成され、本件申立て当時、組合員は、X 1及びX 2（以下「X 1ら」という。）の2人であった。  
なお、会社には、X 1らが昭和58年4月18日に脱退した総評・全国一般労働組合広島地方本部（以下「全国一般」という。）の下部組織としての新日本コンクリート支部（以下「支部」という。）があり、本件申立て当時、支部の組合員は約20人であった。
- 2 会社は、X 1らに対する本件諭旨解雇処分は、両人による組合結成を理由としたものではなく、他の乗務員とのいざこざにより企業秩序が維持し難く、両人に退職を勧めたところ、両人は、いったんは応じながら意を翻し、その後、賞罰委員会に諮ったところ、懲戒解雇に当たる事実が判明したためであり、両人の将来を考慮して諭旨解雇としたものであって不当労働行為と言われる筋合いはなく、また、X 2には、上記のほか、現場作業でヘルメットを着用しなかったこと、所定場所外で洗車したこと、恣意にミキサー車の生コンクリートに注水したことが本件解雇後判明したもので、これも解雇事由となる事情がある旨主張するので、以下判断する。
  - (1) X 1らは、昭和54年ごろから、当時、支部長であったA 1（以下「A 1」という。）を中心に支部の役員として活動続け、批判、闘争、改造、改革、自主管理が全国一般の方針であると称して、終業後、支部組合員に夜10時ごろまで教宣活動をしたり、非組合員に対し、全国一般に加入するよう、しつように迫ったこともあった。さらに、昭和56年3月ごろには、A 1は、支部長の地位をX 1に譲り、自らは会長と称し、一部の支部組合員を除いては退職に追い込むことをほのめかすなど、X 1らとともに支部を牛耳るようになった。

同年5月下旬、このようなA1らの行動に反発した十四、五人の支部組合員の通報により、支部の実情を知った全国一般は、6月1日、急きよ、支部の臨時大会を招集させ、役員改選の後、A1を除名した。また、X1らについては、統制処分にすべきであるという支部の強硬な意見があったが、全国一般は、協議の結果、6月23日、X1らから「今後、全国一般の指示に従う。」旨の誓約書を提出させ、全国一般の組織としての処分を留保し事態を收拾した。

なお、A1は、7月31日に退職した。

- (2) その後、昭和57年初めごろから、支部では、再びX1らを排斥する動きがみられ、同人らを職場から追放しようといううわさも流れるようになった。さらに、翌58年3月初めごろ、支部の職場集会で全国一般の幹部が「四、五人の組合員がおればよい。組合を脱退したい者は脱退し会社を辞めろ。」という趣旨の発言をしたことなどから、X1らは、新たに組合を結成しようと考え始めた。4月15日、2人で組合を結成したX1らは、16日に会社のB1専務取締役（以下「B1専務」という。）にそのことを通告したところ、同専務は「2人だけで組合をつくるのは弊害があまりにも大きいのではないか。」「会社も困る。できるだけ円満にやったらどうか。」というような話をしたが、X1らは「今まで黙ってやってきたが、我慢できないから全国一般を脱退する。」と言って応じなかった。また、同日、X1らは、全国一般に脱退届を提出しようとしたが、週末であったことなどから受け取ってもらえず、週明けの18日に提出した。続いて、21日には支部の集会が開かれ、その翌日からは、X1らに対して支部組合員が、事あるごとに“裏切者”“会社を辞めろ”などとののしる状態が続き、5月6日には支部の掲示板にX1らについて賞罰委員会を開き処分することを求める要求書が提示され、また、X2と支部組合員とが激しく口論したこともあった。次いで、5月12日及び同13日の両日にわたってB1専務は、X1らに身を引くよう説得し、同人らは、いったんこれに応じ、月末付けの退職願を書くよう指示されたが、同14日の朝6時ごろB1専務の自宅を訪れ、「昨日、退職すると言ったことは撤回する。」旨同専務に伝え会社に出勤した。これに対してB1専務は、工場長であるB2取締役（以下「B2工場長」という。）に指示して、X1らを工場の一室に待機させ、翌週16日以降自宅待機を命じた。また、同19日、B2工場長は、X1と喫茶店で会い、自発的に退職するよう勧め、その際、X1が賞罰委員会に出席させるよう求めたのに対し、同工場長は、X1らを出席させるようにはなっていない旨答えた。

- (3) 続いて、同年5月27日「X1、X2に関する査問の件」を議題として、会社側と従業員側各3人で構成する賞罰委員会が開かれた。ちなみに、従業員側の3人は、いずれも支部組合員であった。この賞罰委員会において、冒頭、従業員側は、X1らが前記(1)の全国一般宛の誓約書を破棄したものである旨述べた後、会社として同人らを処分すべき事実があるとして、次の趣旨のことを報告した。

- ① X1らは、昭和55年2月初旬、会社がターボディーゼル車を購入した際、乗務員を扇動して、その車に乗務することを約1週間拒否した。
- ② X1らは、①の車の洗浄及びワックスかけをせず、破損を早めるよう乗務員を扇動するなどした。
- ③ X1らは、C1営業部に暴力を振るうなどした。
- ④ X1らは、乗務員を扇動して試験室の従業員らに対して作業妨害などしたため3人が

退職するに至り、また、X2は、試験用生コンクリートの入った型枠を足げりするなどして品質管理作業を不可能にした。

- ⑤ X1は、追越禁止区域での追い越しなど無謀運転が目立ち、同僚の再三の注意も無視し重大事故の危険性がある。

会社は、この報告により、X1らの就業規則違反が明らかになったとして、同人らに弁明の機会を与えることなく、昭和58年6月6日、兩人を諭旨解雇した。

しかし、①については、昭和55年2月ごろ、会社が購入したミキサー車7台のうち2台はエンジンが支部の要望していたV8でなく、ターボディーゼルであったことから、支部が会社に抗議し、半日程度そのミキサー車を使用せず、従前のミキサー車で業務を行ったもので、当時、会社は、特に問題として取り上げていない。②のワックスかけは、日ごろからほとんどしなかった者もあり、また、洗車は、全くしなかったわけではなく、フェンダーなどミキサー車の下側を1か月くらい洗わなかった者もいたが会社は直接事実を確認したことはない。③の従業員間のいざごさは、昭和55年3月29日のことで、前記営業部員と二、三人の乗務員が作業上のことで口論しているところへX2が加わり、同営業部員と互いにバンドをつかむなどして口論し、B2工場長が制止したもので、当時、会社は、特に問題として取り上げておらず、また、この件には、X1は関与していない。④の試験室作業員ら3人は、昭和55年12月に退職したが、X1らの作業妨害等によるものと認めるに足る事実はなく、また、X2が試験用型枠を足げりしたのは同年9月中旬のことで、この件について会社は、業務の重要性を認識させるため、X2に半日間試験作業の手伝いを命じ、同人は、これに従っている。⑤のX1の追越運転は、昭和57年7月ごろ1回程あったもので、同僚が互いに注意を促したのみで、当時、会社に何らかの措置を求めたことはない。

なお、このほか、X2は、昭和56年10月末ごろから約1年半の間に、指定された場所以外で洗車したり、現場作業の際ヘルメットを着用しなかったことが何度かあり、ミキサー車の生コンクリートに水を注入したこともあるが、指定場所以外での洗車はX2だけがしたのではなく、ヘルメットを着用しなかったのは昭和57年夏ごろのことで、また、生コンクリートに水を注入したのは現場の責任者の指示によったもので他の乗務員も同様に注入していた事情が一応うかがえる。

- (4) 以上の事実から、会社が、X1らに対する本件解雇の理由として前記(3)の賞罰委員会において取り上げた事項は、①ないし④が約3年、⑤にしても1年近く経過していたことであり、その内容を全体としてみても本件解雇が企業秩序を維持するうえからなされたものとは到底首肯し難く、かえって、賞罰委員会における従業員側の報告のみで、X1らに弁明の機会さえ与えようとしなかったことなど合わせ考えると、組合を結成したX1らを排除しようとした会社が、同人らを退職させようとしたもの思うにまかせず、前記従業員の報告にしゃりして諭旨解雇したのと言わざるを得ない。加えて、X1らが組合を結成してから、同人らと支部組合員との間でいざごさが生じたからといって、同人らを退職させ又は解雇することによって問題を処理しようとした会社の措置は、一方的であり合理性を欠き、これら総合勘案すると、会社の主張には理由がなく、会社が、X1らを諭旨解雇したことは、同人らが組合を結成したことを理由としたものであって、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。ちなみに、このことは、会社が、X2について、

本件解雇後に判明したとする現場作業の際ヘルメットを着用しなかったことなど3点の事情を考慮しても結論を異にしない。

- 3 X2は、本件審問の中途から他社において収入を得ているが、臨時的なものであり、また、生活を維持するためにこうむった苦痛、本件不当労働行為が組合の結成自体を封じようとしたものであることなど諸般の事情からみて、本件解雇後原職復帰までの間に受けるはずであった諸給与相当額から前記収入を控除すべきでないと考ええる。

なお、本件各申立人は、陳謝文の掲示などを求めているが、主文の救済で十分であると判断する。

よって、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条の規定により、主文のとおり命令する。

昭和59年8月4日

広島県地方労働委員会

会長 増原 改 暦